

令和 9 年度愛知県立学校における学習用端末販売業務に係る覚書（案）

愛知県立学校の入学生が購入する学習者用端末（以下「端末」という。）の販売に関し、愛知県教育委員会を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 乙は、この覚書に定める各条項のほか、「仕様書」に従い、この覚書に記載の内容を誠実に履行しなければならない。「仕様書」及びこの覚書に記載のない内容の履行について、甲は乙に対して指導・監督するものとする。

2 この覚書の適用期間は、締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

第 2 条 端末の台数及び納品期限については、「仕様書」の定めるところによる。

2 端末の販売費用は、令和 8 年 9 月 24 日付企画提案書によるものとし、乙が生徒（保護者）から徴収するものとする。

第 3 条 乙は、天災又は不可抗力その他正当な事由により納品期限内に端末を完納できないときは、事由発生後直ちに甲に対し納品期限の延期を請求することができる。この場合において、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第 4 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずこの覚書を破棄することができる。この場合において、この覚書の破棄により乙に損害が生じて、甲は賠償の責を負わない。

- (1) 乙がこの覚書を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして、通常考えられるこの覚書の履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの覚書の各条項に違反したとき。
- (4) 乙がこの覚書の履行にあたり、法令違反その他の不正行為を行ったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められ

るとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第5条 乙の責めに帰すべき事由によりこの覚書を解除し、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対し損害賠償その他の責めを負う。

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、この覚書によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第7条 乙は、この覚書を履行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

この覚書の交換を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県教育委員会教育長 瀬瀬 知行

乙